

吹 田 市 立 児 童 会 館

児童厚生員（会計年度任用職員）募集要項

令和 8 年 1 1 月 1 日以降に任用する会計年度任用職員を次のとおり募集します。欠員補充など必要に応じて、選考により任用します。

※必要に応じて選考の上、任用しますので、登録された方が必ず任用されるわけではありません。なお、この登録は令和 9 年 3 月 3 1 日まで有効です。

1 職種

児童厚生員（会計年度任用職員）

2 採用予定数

若干名

3 受験資格

下記のいずれかに該当する者。ただし、地方公務員法第 1 6 条の欠格条項のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- (2) 保育士の資格（国家戦略特別区域限定保育士を含む）を有する者
※令和 8 年 1 0 月 3 1 日までに取得見込みも可
- (3) 社会福祉士の資格を有する者
※令和 8 年 1 0 月 3 1 日までに取得見込みも可
- (4) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者
※令和 8 年 1 0 月 3 1 日までに取得見込みも可
- (5) 高等学校卒業者等で、週あたり実働 2 7 時間 1 5 分以上の勤務で、2 年以上かつ 1 年あたり 1 8 0 日以上児童福祉事業に従事した者

※ 1 高等学校卒業者等とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

ア 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

イ 同法第 9 0 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通

常の課程による１２年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）

ウ 文部科学大臣が上記ア・イと同等以上の資格を有すると認定した者

※２ ここでいう児童福祉事業とは、第一種・第二種社会福祉事業のうち、下記の児童福祉法に関連する事業等のことをいう。

《第一種社会福祉事業》

●児童福祉法に規定する以下の施設を経営する事業

乳児院、母子生活支援施設、障害児入所施設、児童心理治療施設
児童自立支援施設

《第二種社会福祉事業》

●児童福祉法に規定する以下の事業

障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、
放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、
養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模保育事業、
小規模住居型児童養育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業

●児童福祉法に規定する以下の施設を経営する事業

助産施設、保育所、児童厚生施設、児童家庭支援センター

●就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する幼保連携型認定こども園を経営する事業

- (6) 学校教育法の規定による大学、大学院又は外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科や研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（大学において、当該学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者を含む。）

欠格条項（地方公務員法第１６条）

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 吹田市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第６０条から６３条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 勤務条件等

任用期間	令和8年11月1日から令和9年3月31日まで ※次年度以降も任用の必要性があり、かつ、勤務成績が良好な場合は再度の任用を行うことがあります。
勤務場所	吹田市内の児童会館・児童センター（採用日に配属先を通知します。）
勤務日数及び時間	週4日（8時間勤務3日、5時間30分勤務1日。ただし、8時間勤務のときは休憩時間45分を含む。）で実働27時間15分勤務 ローテーションにより土曜日・日曜日・祝日の勤務があります。 5月3日～5月5日及び年末年始（12月29日～翌年1月3日）は休み。 ただし、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、勤務時間以外の時間に勤務を命ずることがあります。
給与	月額 190,637円（地域手当等を含む。）
諸手当等	吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき、通勤手当、期末勤勉手当等を支給します。
休暇	年次休暇、病気休暇、特別休暇等（勤務日数及び任用期間に応じて付与）
社会保険	健康保険・厚生年金・雇用保険等
服務	地方公務員法の服務及び懲戒に関する規定の対象となります。
その他	特定退職金共済制度及び吹田市勤労者福祉共済制度に加入 （特定退職金共済制度は、加入時点で65歳6か月までのものに限る。） 任用時はすべて条件付とし、原則として任用後1か月を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。 本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、吹田市の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 このため、あらかじめ、採用選考過程において、誓約書により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。

5 試験の日時・会場・方法・発表

	第1次試験	第2次試験
日 時	令和8年10月3日（土） 9時30分から	令和8年10月17日（土） 9時30分から

会 場	吹田市役所 中層棟4階 第4委員会室	吹田市役所 低層棟2階 児童部会議室
試 験	クレペリン検査・作文・集団面接	個人面接
発 表	令和8年10月9日（金） 吹田市ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合否にかかわらず、本人宛てに通知します。	令和8年10月20日（火） 合否にかかわらず、本人宛てに通知します。

- ※1 受験資格のないことが判明した場合は合格を取消します。また、申込みの内容及び受験に係る提出書類等に虚偽が認められた場合には、合格を取消することがあります。
- ※2 合格から任用までの間に、任用することにふさわしくない非違行為等があった場合は、任用しません。
- ※3 日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用しません。
- ※4 「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

6 採用の時期等

令和8年11月1日採用予定

最終合格者は、採用候補者名簿に登載されます。

7 受験手続

(1) 申込先

児童部子育て政策室児童館担当

(2) 受付期間

令和8年9月14日（月）から令和8年9月28日（月）まで

※郵送の場合、令和8年9月25日（金）必着

(3) 手続方法

試験申込書に必要事項を記入し、3か月以内に撮影した写真(上半身)を貼付けし、別紙記載の提出書類とともに、令和8年9月14日(月)から令和8年9月28日(月)までの開庁日の午前9時30分から午後5時までに子育て政策室児童館担当へ直接持参してください。郵送の場合は、封筒の表に「試験申込書在中」と朱書きし、その中に試験申込書等と460円切手を貼った返信用の定型封筒〔23.5cm×12cm〕(受験票の返信に使用しますので、郵便番号及び宛先を明記の上、「簡易書留」と朱書きしてください。)を同封の上、令和8年9月25日（金）必着で郵送してください。

8 その他

- (1) 試験に関する提出書類は一切お返ししません。
- (2) 試験申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「試験申込書請求」と朱書きし、110円切手を貼って、郵便番号及び宛先を明記した返信用封筒（定形）を必ず同封してください。
- (3) 天候等の状況により試験の実施が危惧される場合は、下記までお問合せください。
- (4) 勤務条件等については、令和8年9月時点で想定しているものであり、募集要項に記載した内容から変更がある場合は、合格者へその内容を説明したうえで、任用の手続きをいたします。

【問合せ先】

〒564-8550

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市児童部子育て政策室 児童館担当

担当：藤井、小寺

電話：06（4860）6947